

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人たばこ総合研究センター（以下「センター」という。）の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 センターの目的および事業に賛同し、所定の会費を納入した者を会員とする。  
2 会員は、法人会員、賛助会員及び個人会員とする。ただし、賛助会員は、法人を対象とする。

### (入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (会費)

第4条 会員は、年会費を毎年4月中に納入しなければならない。

2 年会費は、次のとおりとする。

- |          |    |         |
|----------|----|---------|
| (1) 法人会員 | 1口 | 60,000円 |
| (2) 賛助会員 | 1口 | 10,000円 |
| (3) 個人会員 | 1口 | 3,000円  |

### (会員への情報提供等)

第5条 会員に対し、次に掲げる情報提供等を行う。

#### (1) 法人会員

- ・機関誌「TASC MONTHLY」、研究誌「談」、研究誌「たばこ史研究」の配布
- ・TASC双書他TASC出版物及び研究資料の配布
- ・講演会等への参加案内
- ・たばこと塩の博物館が開催する企画展の案内
- ・研究受託の優先配慮

#### (2) 賛助会員

- ・機関誌「TASC MONTHLY」、研究誌「談」、研究誌「たばこ史研究」の配布
- ・講演会等への参加案内
- ・たばこと塩の博物館が開催する企画展の案内

#### (3) 個人会員

- ・機関誌「TASC MONTHLY」、希望者に対し研究誌「たばこ史研究」の配布
- ・講演会等への参加案内
- ・たばこと塩の博物館が開催する企画展の案内

### (会費の用途)

第6条 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (退会)

第7条 会員は、退会通知をセンターに提出することにより、退会することができる。

2 前項により退会したときは、いかなる理由であっても会費は返還しない。

### (除名)

第8条 会員が、違法行為又は著しく同義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により除名することができる。

2 前項により除名したときは、会費は返還しない。

### (規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。